

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

令和8年5月26日

新潟県監査委員 井 上 智 美

新潟県監査委員 齋 京 四 郎

新潟県監査委員 樋 口 秀 敏

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人 (略)

2 請求書受付日 令和8年3月25日

3 請求の要旨

新潟県企業局(新潟県企業管理者)は、令和7年3月31日、新潟県工業用地造成事業会計において、電気事業会計から7,785,387千円を借り入れ、令和7年4月1日に一般会計からの借入を原資としてこれを償還している。

この一時借入行為は、地方公営企業法第29条第3項に抵触し違法である。また、これらの違法な処理や不正確な財務情報により経営の透明性の喪失を招き、経営判断を誤る可能性があるとともに、違法行為の常態化により新潟県庁の組織文化を腐食させるものである。

正しくは、地方公営企業法第22条〔企業債についての配慮〕に基づき国に特別の配慮を求めるべきである。または、地方公営企業法第18条の2〔長期貸付け〕による長期の貸付けを受けるべきである。

よって、新潟県企業局(新潟県企業管理者)に対し、請求事案の検証を行い、法に沿った財務会計行為に基づく是正をするよう勧告することを求める。

あわせて、専門的知見を有する者による監査が必要と考えるため監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、令和8年4月8日をもってこれを受理した。

5 暫定的停止勧告

本件措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定による暫定的な停止勧告の要否を検討したところ、本件に係る支出により新潟県に回復困難な損害が生じるものとは認められず、それを避けるため緊急の必要があると認められないことから、暫定的な停止勧告は実施しないこととした。

第2 証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和8年5月11日に新たな証拠の提出があり、令和8年5月12日に本件請求に係る陳述が行われたが、請求の内容に変更を生じるものはないと判断した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を行うよう求めているが、本件請求は、工業用地造成事業会計における借入及び返済に関するものであり、その財務会計上の違法・不当性についての判断を行うに当たり、外部の者による高度な専門的知識や判断を必要とする事案とは考えられないことから、個別外部監査契約に基づく監査が相当であるとは認められないと判断した。

第4 監査委員の除斥

本件監査は、令和4年4月から令和6年3月まで新潟県企業局長の職にあった監査委員を、地方自治法第199条の2の規定により除斥して行った。

第5 監査の実施

1 監査の対象

本件請求においては、新潟県工業用地造成事業会計における、令和7年3月31日から令和7年4月1日にかけて行われた電気事業会計からの一時借入及び一般会計からの借入を原資とした電気事業会計への返済が

違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

新潟県企業管理者（新潟県企業局総務課及び営業企画課）

3 監査専門委員

本件監査に当たり、地方自治法第200条の2第3項に基づき、監査専門委員（公認会計士）も、地方公営企業法等関係法令の適合状況や監査対象機関の見解等について調査を行った。

第6 監査の結果

監査対象機関及び関係所属（財政課）の職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は、次のとおりである。

1 事実関係の確認

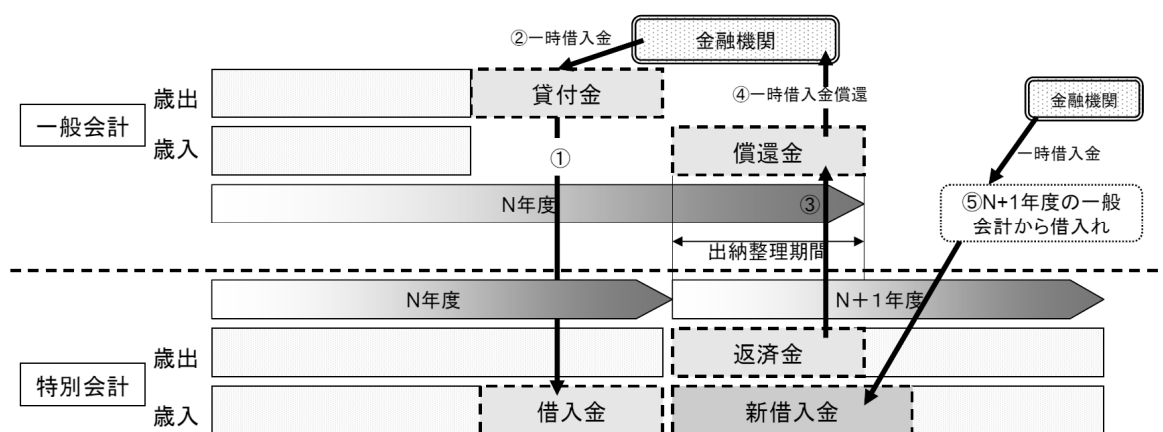
当事業は、本県産業構造の高度化と経済のより一層の活性化を図るため、優良企業を誘致することを目的として、その受け皿となる工業団地の造成を、企業債を財源として行い、分譲地の売却収入をもって企業債を償還するというものである。

新潟県企業局は、平成5年度から平成15年度にかけて、合計約442億円の企業債を起債しており、分譲地の売却収入を原資に平成7年度から平成25年度にかけて償還（据置期間2年、償還期間10年）する計画であったが、売却が計画どおりに進まず償還財源が不足したため、平成8年度以降は一般会計から資金を受け、償還財源に充当することとした。

平成8年度に一般会計から受けた資金は、平成8年度の出納整理期間中（H9.4.1～5.31）に工業用地造成事業会計から一般会計に戻されているが、その原資は、平成9年度に一般会計から受けた資金となっており、以降、平成17年度まで毎年度、同様の手法により資金調達を行っていた。

この手法は、一般会計においては、単年度の短期貸付という形になっている一方、工業用地造成事業会計においては、会計上、年度を越える長期借入という形となっていたため、不透明な会計処理ではないかと考えられること、また、出納整理期間を用いて工業用地造成事業会計から一般会計に資金を戻していたため、実質的には一般会計から工業用地造成事業会計に年度を越えて資金を供しているとの指摘もあり得ることから、是正すべきものとして、県において、平成18年度に資金調達方法の見直しが行われた。

【図：一時借入金と不適正な財務処理との関係について】



（総務省「新しい地方財政再生制度研究会」（H18.09.12）参考資料より引用）

平成18年度に一般会計から受けた資金については、当年度末に金融機関からオーバーナイトローン方式による借入を行い、一般会計に資金を戻している。

これにより、工業用地造成事業会計上も短期借入という形となり一般会計予算の短期貸付という形と整合が取れることとなり、出納整理期間を用いた不適正な会計処理も解消されることとなった。

一般会計や金融機関からの長期借入に変更するためには、200億円規模の資金が必要であり、一般会計には

その財源がなく、金融機関からの借入は利子負担が多くなることから、平成19年度以降も金融機関からのオーバーナイトローン方式による借入を行うこととされた。

また、平成19年度以降は、金融機関からの借入のほか、電気事業会計及び工業用水道事業会計からも資金を受けており、平成28年度以降は、金融機関からの借入はなく、令和7年度は、電気事業会計のみから資金を受けている。

なお、平成28年度に企業債の借換えを行っているが、これは当初の借入条件内（最長償還期間30年以内）での借換えであったため、国に企業債についての配慮を求める必要がなかった。また、現在の未償還企業債は、土地売却収入や平成20年度からの資産価値変動調整補てん金により、令和8年度末に償還が完了する見込みであるため、地方公営企業法第22条にある企業債の償還の繰延べ、借換え等についての配慮を求める必要はないものと考えている。

今後は、令和8年度中に、工業用地造成事業会計が保有する東部太陽光発電所用地を電気事業会計に売却する予定としており、これにより資金不足の状況が大きく改善されることから、資金調達方法を電気事業会計からの長期借入に変更することとしている。

2 関係法令等の確認

本件請求に関する地方公営企業法の条文は以下のとおりである。

（長期貸付け）

第十八条の二 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

（企業債についての配慮）

第二十二條 国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起こす地方債（以下「企業債」という。）の償還の繰延べ、借換え等につき、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（一時借入金）

第二十九條 管理者は、予算内の支出をするため、一時の借入をすることができる。

2 前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができない場合においては、償還することができない金額を限度として、これを借り換えることができる。

3 前項但書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。但し、借入金をもつてこれを償還するようなことをしてはならない。

(1) 総務省の見解

本件請求にある工業用地造成事業会計における一般会計又は電気事業会計からの借入に関して、地方公営企業法第29条第1項及び第2項の規定について、同法を所管する総務省（自治財政局公営企業課）に確認したところ、「一般的な地方公営企業法の解釈として、一時借入金と他会計からの資金融通は、同法上、異なるものであり、一般会計や他の特別会計からの資金融通は、地方公営企業法第29条第1項の一時借入にも同条第2項の借換えにも当たらない」との見解を得た。

また、同法第18条の2による長期の貸付けを受けるべきであるかどうかについては、「各団体がどのように財政運営を行うのかは、まずは各団体が判断するものであり、当該判断について各団体において説明責任を果たすべきものである」との見解を得た。

なお、地方公営企業法第22条（企業債についての配慮）については、地方公営企業の健全な運営を確保するために必要があるときは、地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起

こす地方債の償還の繰延べ、借換え等について国が配慮をするよう定めた規定であるとのことであった。

3 監査対象機関の見解

(1) 一般会計からの借入及び電気事業会計からの借入を原資として一般会計へ償還することが地方公営企業法に違反するかについて

一般会計からの借入は、同一団体内の資金融通であり、地方公営企業法第29条第1項にいう一時借入金には当たらず、このため、続く他会計からの借入も同条第2項の借換えに当たらないことから、同条第3項の適用はなく、違反しないものと考えられる。

(2) 請求人が求める、企業債への配慮や長期の借入について

企業債の当初の借入条件で借換えが可能であったことなどから、国に企業債の借換え等についての配慮を求める必要はなかった。また、一般会計等からの長期借入に変更するためには、一般会計にはその財源がないことなどから、オーバーナイトローン方式を継続した。

第7 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し、次のとおり判断する。

請求人の請求は、工業用地造成事業会計における電気事業会計からの一時借入行為が地方公営企業法第29条第3項に抵触し違法であり、これらの違法な処理や不正確な財務情報により経営の透明性の喪失を招き、経営判断を誤る可能性があるとともに、違法行為の常態化により新潟県庁の組織文化を腐食させるものであるとしている。

そこで、工業用地造成事業会計における電気事業会計からの一時借入行為が地方公営企業法第29条第3項に抵触し違法なものであるか及び不正確な財務情報が表示されているかについて判断する。

1 工業用地造成事業会計における電気事業会計からの一時借入行為が違法なものであるか

地方公営企業法を所管する総務省によれば、一時借入金と他会計からの資金融通は、地方公営企業法上、異なるものであり、一般会計や他の特別会計からの資金融通は、地方公営企業法第29条第1項の一時借入にも同条第2項の借換えにも当たらないという回答であった。本件請求にある工業用地造成事業会計における一般会計又は電気事業会計からの借入は資金融通であると認められ、そのことから、地方公営企業法第29条第1項に定める一時借入にも同条第2項に定める借換えにも当たらないこととなる。

また、「改訂 地方公営企業法 逐条解説（改訂9版）」（地方財務協会）において、「地方公営企業は、その基本的な性格としては、独立の人格を有するものではなく地方公共団体の事務の一部であり、一活動分野であるにすぎないものである」（第4条関係）とされ、「地方公営企業は独立の法人格を有するものではないので、地方公共団体内部の一般会計と企業には厳密な意味での貸借関係は成立しない」（第18条の2関係）とされている。

さらに、「地方財務実務提要」（地方自治制度研究会編集）において、「一時借入金は、予定した歳入が確保されないため、一時的に歳計現金が不足した場合において、歳出予算の支払のための資金繰りとして当該団体以外の金融機関等から借り入れるものであります。地方公共団体の内部において会計相互間に歳計現金の融通が行なわれても、これは一時借入金とはいえません」との見解が示されている。

以上のことから、地方公営企業法第29条第1項の一時借入及び同条第2項の借換への規定は、当該団体以外の金融機関等からの借入に適用されるものであり、同一団体内の資金融通には適用されないと解することが妥当である。

したがって、本件請求にある工業用地造成事業会計における電気事業会計からの一時借入行為は、同一団体内の資金融通であり、地方公営企業法第29条第3項は適用されないことから、その違法性を主張することは当を得ないものである。

2 不正確な財務情報が表示されているか

工業用地造成事業会計の決算関係書類を確認したところ、他会計から受けた資金は流動負債に計上されて

おり、固定的な性質を帯びた負債が決算に反映されないおそれがあるものの、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、不正確な財務情報が表示されているとはいえない。なお、財務情報の開示は、地方公営企業会計基準に基づき適切に行われている。

第8 結論

以上のとおり、工業用地造成事業会計における電気事業会計からの一時借入行為は違法とは認められず、不正確な財務情報の表示も認められなかった。

よって、請求人の請求については、理由がないものと判断する。

第9 監査委員の意見

監査結果は以上のとおりであるが、監査委員の意見を次のとおり付記する。

毎年度、4月1日から3月31日まで一般会計から資金を受け、その返済のために3月31日から4月1日まで電気事業会計から資金を受けていることについては、新潟県議会において、資金調達方法が分かりにくいのではないかと指摘がなされている。

そのため、新潟県企業局においては、現行の資金調達方法が明らかになるよう令和7年度決算書の記載を改善するとともに、資金調達方法の見直しを行い、令和8年度から電気事業会計からの長期借入に変更することとしており、必要な改善・見直しを着実に実施されたい。また、経営の透明性を一層高めるとともに、より適切に説明責任を果たすことにより、県民の理解が十分得られるよう努められたい。